

## 税務情報

### 経済産業省 – イノベーション拠点税制に係るガイドライン（案） 等に対する意見公募手続を開始

2024年度税制改正では、研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた一定の知的財産から生ずる所得について、30%の所得控除を認める「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）」<sup>(\*)</sup>が創設され、2025年4月1日から2032年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用できることとされています。

<sup>(\*)</sup> 「イノベーションボックス税制」の概要は、KPMG Japan Tax Newsletter [「2024年度税制改正大綱」](#)（2023年12月21日発行）にてお知らせしています。

経済産業省は2024年12月27日、本税制に関連する以下のガイドライン（案）を意見公募手続に付しました。

#### ■ [イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン素案](#) （PDF 2.4MB）

本税制の詳細を解説する全93ページのガイドラインで、以下の6つの章で構成されています。

- I. 制度の概要
- II. 対象知的財産
- III. 対象となる知的財産由来の所得
- IV. 自己創出比率
- V. 経産省による証明書の交付手続きについて
- VI. 参考様式

また、本税制の適用にあたっては、経済産業大臣から、対象知的財産であることや、その知的財産に関連する研究開発の判別の確認・証明を受ける必要がありますが、その確認・証明の手続を規定する以下の省令（案）のほか、その証明に係る基準、申請手続及び申請書様式等を定める以下の告示（案）も上記ガイドライン（案）とともに意見公募手続に付されています。

#### ■ [経済産業省令 産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用 の状況に関する調査に関する省令](#)（PDF 174KB）

- [経済産業省告示 産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等](#) (PDF 361KB)

なお、意見の提出については、意見募集のページ「[産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（案）等に対する意見公募について](#)」に掲載されている以下の意見公募要領に従って行うこととされており、意見募集の締切りは2025年1月27日となっています。

- [産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令（案）等に対する意見公募要領](#) (PDF 127KB)

\*\*\*

本税制に係る法律及び政令は、それぞれ2024年3月30日及び2024年6月21日に公布されていますが<sup>(\*)</sup>、省令は、本 e-Tax News の配信時においてまだ公布されていません。

<sup>(\*)</sup> 政令の公布については、KPMG Japan e-Tax News No.308「[2024年度税制改正 — イノベーションボックス税制等に係る政令の公布](#)」(2024年6月24日発行)にてお知らせしています。

## KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)  
[kpmg.com/jp/tax](http://kpmg.com/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.